

結城市選挙管理委員会告示第7号

結城市投票立会人募集要項を次のとおり定める。

令和3年6月1日

結城市選挙管理委員会  
委員長 田中重男

結城市投票立会人募集要項

(趣旨)

第1条 この告示は、有権者の選挙制度に関する意識の高揚、啓発等を図り、有権者が主体的に選挙に参加する機会を増やすため、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第38条第1項に規定する投票立会人（法第48条の2第5項において読み替えて適用される法第38条第1項により選任する期日前投票所の投票立会人を含む。以下「投票立会人」という。）の募集に関し、必要な事項を定めるものとする。

(募集期間)

第2条 投票立会人の募集期間は、通年とする。

(応募の要件)

第3条 投票立会人に応募できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 結城市に住所を有する者
- (2) 結城市の選挙人名簿に登録されている者
- (3) 法第11条の欠格事由に該当しない者

(応募)

第4条 投票立会人に応募しようとする者は、投票立会人登録申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を結城市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に提出するものとする。

(登録)

第5条 委員会は、申込書の提出があったときは、第3条に規定する要件に該当するかどうか審査し、該当すると認めるときは、投票立会人登録者名簿（様式第2号。以下「名簿」という。）に登録するものとする。

2 委員会は、前項の規定により名簿に登録したときは、投票立会人登録通知書（様式第3号）により当該申込書を提出した者に通知するものとする。

3 委員会は、第1項の規定による審査の結果、申込書を提出した者を名簿に登録しないことを決定したときは、投票立会人登録却下通知書（様式第4号）により当該申込書を提出した者に通知するものとする。

(登録の期間)

第6条 名簿への登録期間は、登録の日から無期限とする。

(登録事項の変更等の届出)

第7条 名簿に登録された者は、登録事項に変更があったとき、又は登録を辞退するときは、速やかに投票立会人登録変更・辞退届(様式第5号)を委員会に提出しなければならない。

(登録事項の変更及び登録の抹消)

第8条 委員会は、投票立会人登録変更届の提出があったときは、直ちに名簿の登録事項を変更しなければならない。

2 委員会は、投票立会人登録変更届によらず登録事項に変更が生じたことを知ったときは、名簿の登録事項を変更するものとする。

3 委員会は、名簿に登録された者が次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにその者を名簿から抹消するものとする。

(1) 投票立会人登録辞退届の提出があったとき。

(2) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(3) 正当な理由がなく、投票立会人の義務を欠くとき。

(投票立会人の選任)

第9条 委員会は、名簿に登録された者の中から、選挙ごとに投票立会人を選任するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、委員会は、やむを得ないと認めるときは、名簿に登録されていない者を投票立会人に選任することができる。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、投票立会人の募集に関し必要な事項は、委員会の委員長が別に定める。

付 則

この告示は、令和3年6月1日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

結城市選挙管理委員会委員長 様

### 投票立会人登録申込書

結城市投票立会人募集要項第 4 条の規定により、次のとおり投票立会人に応募したいので申し込みます。

ふりがな 氏名		
生年月日	年 月 日生	
住所	〒 結城市	
連絡先	※日中、連絡が可能な番号を記入してください。	
職業又は 学校及び学年		
所属党派		
希望する場所 (期日前投票所と 当日投票所の両方 に登録することが できます。)	<input type="checkbox"/> 期日前投票所	※希望する期日前投票所がある場合は記入してください。
	<input type="checkbox"/> 当日投票所	※希望する当日投票所がある場合は記入してください。
備考	※投票に立ち会うにあたって条件（時期、曜日等）などがあれば記入してください。	

注 提出の際は、本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）の提示又はその写しの添付が必要です。

#### \*選挙管理委員会記入欄

受付日		選挙人名簿登録	有 ・ 無
登録日		投票区	
その他			



様式第3号（第5条関係）

年 月 日

様

結城市選挙管理委員会委員長

投票立会人登録通知書

次のとおり投票立会人に登録したので、結城市投票立会人募集要項第5条第2項の規定により通知します。

投票立会人の区分（ 期日前 ・ 当日 ）

注 投票立会人の選任は、選挙ごとに行います。登録された人数などの理由により、選任されない場合もあります。

様式第 4 号（第 5 条関係）

年 月 日

様

結城市選挙管理委員会委員長

投票立会人登録却下通知書

次の理由により、投票立会人登録者名簿に登録しなかったため、結城市投票立会人募集要項第 5 条第 3 項の規定により通知します。

理由

結城市選挙管理委員会委員長 様

住所  
氏名

### 投票立会人登録変更・辞退届

投票立会人の登録を変更・辞退したいので、結城市投票立会人募集要項第7条の規定により届け出ます。

1 登録の変更

変更内容：

2 登録の辞退

期日前投票所の投票立会人の登録

当日投票所の投票立会人の登録

注 提出の際は、本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）の提示又はその写しの添付が必要です。

\*選挙管理委員会記入欄

受付日		登録番号	
処理日		その他	